

道の駅設置検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 国道17号上武道路沿線に設置を推進している「道の駅」について、多方面からの視点で導入機能などを検討するに当たり、道の駅設置推進委員会へ提言するため、「道の駅設置検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 道の駅の導入機能・導入施設に関すること。
- (2) 道の駅の整備・運営手法に関すること。
- (3) その他道の駅設置推進に係る助言及び意見交換に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、道の駅設置検討について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年8月31日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、当該協議会の委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(オブザーバー)

第7条 会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策部政策推進課において処理するものとする。

(報償)

第9条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。